

有価証券報告書セミナーの開催



平成 25 年 3 月期の有価証券報告書セミナーを 4 月 2 日（火）～12 日（金）にかけて東京（3 回）、大阪、名古屋、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡の 9 か所で計 11 回開催し、参加者は約 3,200 名に上りました。

このセミナーでは、まず、金融庁総務企画局企業開示課より「ディスクロージャー制度をめぐる最近の動向等」として、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項と有価証券報告書レビューの実施」、「有価証券報告書等の提出期限の延長承認」、「臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化」、「次世代 EDINET の概要」について、講演が行われました。

次に、財務会計基準機構（FASF）より「平成 25 年 3 月期有価証券報告書の作成上の留意点」として、昨年度の「有価証券報告書作成上の留意点（以下「テキスト本」という。）」からの「改正点の概要・留意点」について説明するセッション、さらに、「比較情報」について復習するセッションを行いました。両セッションにおいて、FASF に寄せられている質問についての解説もまじえ、有価証券報告書を作成するにあたってポイントとなる事項についての説明を行いました。

「改正点の概要・留意点」のセッションでは、「企業の概況（非財務情報）」、「経理の状況（財務情報）」、「その他」に分けて説明を行いました。まず「企業の概況（非財務情報）」では、「役員」の状況の社外役員の欄外注記について、また、「コーポレート・ガバナンスの状況」における、社外役員と提出会社との利害関係、社外役員を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容等について説明を行いました。なお、これらの項目は、平成 24 年 3 月 30 日に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正に伴うものであり、平成 24 年 3 月期より適用となっていますが、昨年度のテキスト本には反映されておらず、今年度のテキスト本において新しい記載事例や作成にあたってのポイント等を加えているため、今般、改めて説明を行いました。続いて「経理の状況（財務情報）」では、「会



計方針の変更等（平成 23 年度に改正された法人税法に伴う減価償却方法の変更）」や「『連結財務諸表に関する会計基準』等を早期適用した場合」について説明をし、「その他」では、「金融商品取引所の経営統合」、「未適用の会計基準等」、「金融商品関係」及び「関連当事者情報（重要な関連会社の要約財務情報）」などの項目について説明を行いました。

復習セッションでは、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から導入されている「比較情報」について、「定義」、「比較情報の作成が必要な範囲」、「比較情報（注記事項）の作成にあたっての留意事項」、「表示方法の変更に係る取扱い」及び「主要な経営指標等の記載にあたっての留意事項」などの項目について、記載事例や補足資料を参照しながら、解説を行いました。

※「平成 25 年 6 月第 1 四半期報告書の作成上の留意点」の FASF セミナーは、6 月 4 日（火）～18 日（火）にかけて開催。